



鳥取県公報

平成15年4月4日(金)
号外第62号

毎週火・金曜日発行

目 次

選管告示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額 (37)	1
	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等(38)	1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第37号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

選 挙 区	候補者1人につき支出することができる金額
鳥 取 市	4,978,000 円
米 子 市	5,053,500 円
倉 吉 市	4,990,500 円
境 港 市	5,150,000 円
岩 美 郡	4,770,800 円
八 頭 郡	5,031,400 円
気 高 郡	4,653,400 円
東 伯 郡	5,032,800 円
西 伯 郡	5,063,900 円
日 野 郡	4,616,400 円

鳥取県選挙管理委員会告示第38号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合

を含む。)の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,831
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,592
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,963
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,058
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,139
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,040
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,995
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,631
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,052
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,198
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,023
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,754